

「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等  
～こども大綱の策定に向けて～(中間整理)」に対する御意見

こども家庭庁長官官房参事官(総合政策担当)付企画調整係 宛て

氏名 (法人又は団体の場合は名称)	(ふりがな)さいたまけんこうとうがっこうきょうしゅくいんくみあい 埼玉県高等学校教職員組合
住所 (法人又は団体の場合は所在地)	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-12-24 埼玉教育会館6階
電話番号	048-822-7421
メールアドレス	saikokyo.enomoto@gmail.com
御意見・理由  ※1つの御意見につき1ファイルとし、御意見が複数ある場合は、それぞれファイルを分けて御記入ください。	(該当箇所のページ番号) 3ページ26行目～30行目 8ページ30行目～9ページ11行目 23ページ「(2)学童期・思春期」 (御意見) 子どもの「意見表明」権の尊重とその具体的な方法について 各学校で、積極的に子どもたちの意見表明する場を設定し、学校運営に活かす必要があることを大綱に盛り込んでいただきたい。 (理由) こども基本法の第三条(基本理念)に、「自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」や「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が規定されている。学校における校則や行事など、子どもたちに直接関わる事柄について意見表明する機会を保障することが大切であり、その具体的な方法として、各学校に子どもたちの意見表明する場の設置を促し、その意見を学校運営に活かすこと。そのことを大綱の「第3 2 (2)学童期・思春期」の中に位置づけることが必要。